

掛川市公告

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同条第1項の規定により公共下水道の事業計画を変更するので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により次のとおり公示し、当該計画変更に係る関係図書を縦覧に供する。

なお、当該計画変更に関し利害関係のある者は、縦覧期間満了の日までに掛川市に意見書を提出することができる。

平成30年10月2日

掛川市長 松井三郎

1 事業計画の変更に係る予定処理区域

掛川市公共下水道の供用区域の全域

2 事業計画変更の概要

水防法等の一部を改正する法律（平成27年法律第22号）第2条の規定による下水道法の一部改正に基づく新規事項（維持管理の頻度等）の追加

3 縦覧場所及び意見書提出先

掛川市役所上下水道部下水道課

掛川市長谷一丁目1番地の2 掛川浄化センター内

4 縦覧期間

平成30年10月2日（火）から平成30年10月15日（月）まで（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）